

1 策定の意義

「生徒に対して、同じ学校に在籍する一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含み、学校の内外を問わない）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義される「いじめ」について、これを未然に防止し、あるいは早期解決を図ることの重要性を全ての教職員が切実なものとして受け止め、徹底して取り組むべき課題として認識したことを示す。

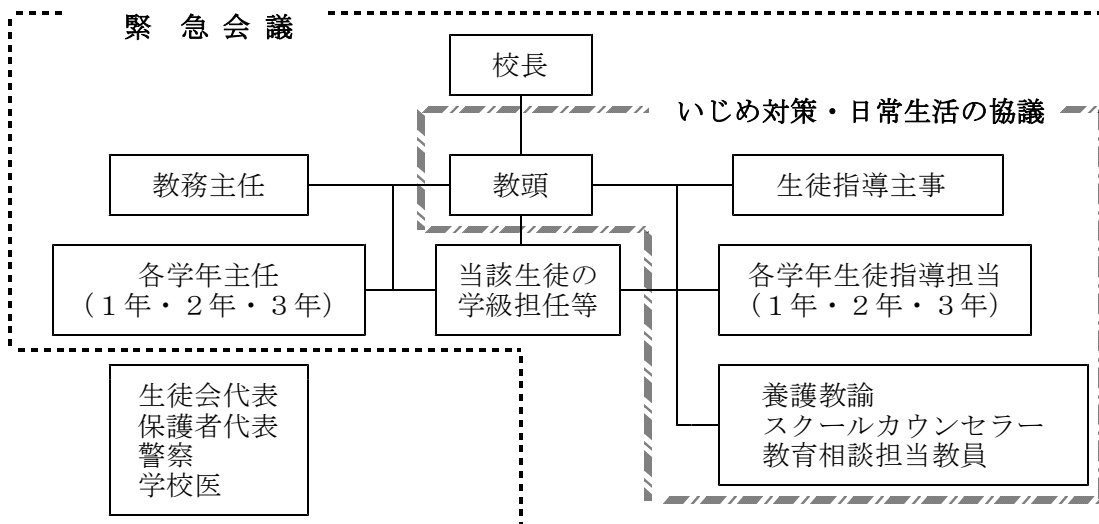
2 基本理念

- (1) 校内に「いじめを見過ごさない・許さない」という意識を確立し、全ての生徒にとって、学校が安心・安全な場所であり、楽しく学びつつ、いきいきとした生活を送れるように教職員及び保護者等の学校関係者は力を尽くす。
- (2) 学校は、いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を最優先に考え、家庭・地域社会とともに対処する。
- (3) 学校は、いじめを行った生徒に対し、重大な人権侵害であるとの認識をもたせ、意識を改善するための指導を行う。教職員は、この生徒もまた自校の生徒であるという認識に立ち、温かく見守る。
- (4) 全ての生徒がいじめを行わず、またいじめの事実を認知しながらそれを放置することのないよう、いじめ問題についての生徒の理解を深めるよう努める。

3 組織

- (1) 組織の名称 「一宮中学校いじめ対策委員会」
- (2) 活動内容
 - ア 具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を行う。
 - イ いじめの相談・通報の窓口となる。
 - ウ いじめや問題行動などに関する情報（疑いを含む）の収集・記録・共有を行う。週一度、いじめ対策委員会を実施、情報交換、共有を図る。
 - エ いじめ情報が入った時点での事実関係の把握（関係生徒への事情聴取、等）と指導・支援体制づくりや対応方針の決定、保護者への対応を中心となって行う他、設置者や関係機関との連携を図る。
 - オ 月に1度、いじめアンケートを実施し、生徒理解に努める。

(3) 校内組織図



4 いじめに対する具体的方策

(1) いじめの未然防止について

ア わかる授業づくりと全ての生徒に参加・活躍の場がある学校づくりの推進

生徒にとっての主なストレス要因は、友人関係における嫌なできごとや過度の競争意識だといわれる。学校の使命は、まず生徒個々の学力を向上させることである。授業の場で、知的欲求が満たされることの効果は大きい。そのためにも、相互授業参観等を積極的に行い、自らの授業力の改善に努めるようにする。また、自己肯定感の獲得という視点から、学級、あるいはさまざまな行事の中での確かな存在感や有用感の自覚はストレス要因の軽減になると考える。生徒それぞれが仕事を分担して引き受け、成就感を味わえるよう運営にあたらせたい。

イ 教職員の生徒に対する接し方の自己チェックの実施

他の生徒の前での教職員の不適切な言動によって、生徒が深く傷ついたり、他の生徒からのからかいやいじめを助長してしまうことがある。また、教職員の生徒に対する乱暴な言動が、校内に暴力を容認する雰囲気を作ってしまう例も少なくない。そこで、教職員自身が自らの生徒への接し方を真摯に省みる機会を定期的にもつようにする。

ウ 規律ある学校づくりのための生徒指導の推進

授業の開始時に教員と生徒が揃っているとか、授業を真剣な態度で受けているとか、校内できちんとした挨拶ができていなどといった、学校生活上の基本的な（あたりまえの）さまざまな決まり事を徹底させることが大事である。

これには、教職員ばかりでなく、生徒会の各専門委員会を通じての呼びかけや点検活動等もたいへん有効であるので、「いのちを大切にするキャンペーン」の一環としての「いじめゼロ宣言」や「あいさつ運動」など生徒活動の活性化も含めて継続して取り組んでゆく。

エ 道徳や相手意識を重視した教育活動の推進

道徳の指導項目の2)「主として他の人とのかかわりに関すること」の六つの内容や、4)「主として集団や社会とのかかわりに関すること」の3～8までの五つの内容について、きちんと授業で扱うとともに、学校や地域社会の一員としての所属意識や参画意識を明確にもたせることができるような教育活動を計画してゆくようにする。また、教科の学習の中では、相手意識に触れるような仕組みを工夫するように心がけ、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の積極的活用を図る。

オ 生徒の主体的な取り組みの促進

生徒が自らの力で達成できたという自信をもてるまで導き、成功体験を重ねることで、いじめ等の生徒レベルでは解決の難しい問題についても勇気ある言動や正しい意見を引き出す土壌ができる。生徒が主体的に取り組める場面を多く設定し、手間と時間をかけて指導してゆく。

カ 人間としての相互理解を深める指導の推進

体験的にハンデを負った友達との交流のしかたを学んだり、発達障害などについての理解を深めたりする機会を設けるとともに、地域の幼い子どもやお年寄りとの交流をとおして、思いやりやいたわりの気持ちを自然な形で言動で表現できる生徒の育成に努める。

キ 暴力・いじめ問題に対する啓発活動の推進

暴力を受けて育った子どもは、身体的にも精神的にも深い傷を負うが、結果、他者に対して攻撃的になる場合が多い。暴力の連鎖、他者への暴力行為によるストレス発散を避けるためにも、子育てを行う保護者への啓発活動も並行して行う必要がある。PTA主催による啓発活動を、民間団体の協力を得ながら実施してゆきたい。

ク インターネットや携帯電話の利用のしかた等についての指導

情報モラル教育として、技術・家庭の授業の中で正しい利用のしかたについて学習させるとともに、ネット社会の光と影について指導する。さらに、ネット犯罪等で新たな危険が生じたような場合は、千葉県環境生活部県民生活課子ども・若者育成支援室のネットパトロール担当等に、講演を依頼することも視野に入れておく。

また、いじめが犯罪行為であるということを理解させるため、生徒会主催の「いじめゼロ宣言」の折に、生徒指導主事から伝えることとする。

※ 年間の計画

通年実施（道徳の授業、あいさつ運動等の専門委員会活動、部活動、授業公開）

月	委員会の動き	行事等	内容
4	校内委員会発足 年間計画立案 定例会議（毎週金曜日）	避難訓練 入学式 新入生歓迎会	生命の大切さについて学習 新入生を迎える心 生徒会主催、学校生活の紹介
5	定例会議（毎週金曜日）	生徒総会 廃品回収 体育祭	生徒会主催、活動計画審議 地域の方との交流 縦割り異年齢集団による活動
6	定例会議（毎週金曜日）	3年生修学旅行 1年生校外学習 教育相談 学習相談	班別行動による体験学習 班別行動訓練、カッター漕法体験 学級担任が全員と面接を実施 期末テストに向けての補習
7	定例会議（毎週金曜日）	三者面談	生徒・保護者との面談
8	職員研修	ミニ集会	学校、保護者、地域の連携
9	定例会議（毎週金曜日）	避難訓練 2年生救急救命講習	生命の大切さについて学習 AEDの操作、蘇生法を学習

		玉前神社大祭、上総国一宮祭り 廃品回収	地域行事への参加 地域の方との交流
10	定例会議（毎週金曜日）	しおかぜ祭参加 「芸能と音楽を楽しむ会」参加 やまゆり祭 3年生保育実習 第1回学校評価 学習相談	千葉県立長生特別支援学校と交流 町行事に参加し地域の方と交流 学級対抗校内合唱コンクール 町内保育所を訪問しての保育実習 保護者、生徒、教職員に実施 中間テストに向けての補習
11	定例会議（毎週金曜日）	2年生職場体験学習 教育相談 学習相談	町内の事業所で地域の方と交流 学級担任が全員と面接を実施 期末テストに向けての補習
12	定例会議（毎週金曜日）	三者面談 ふれあい訪問実施 廃品回収	生徒・保護者との面談 町内独居老人宅を有志が訪問 地域の方との交流
1	定例会議（毎週金曜日）	避難訓練 教育相談	生命の大切さについて学習 学級担任が全員と面接を実施
2	定例会議（毎週金曜日） 取り組みについての反省	教育講演会 第2回学校評価 学習相談	町PTA主催、子育てに係る学習 保護者、生徒、教職員に実施 期末テストに向けての補習
3	定例会議（毎週金曜日）	3年生を送る会 卒業証書授与式	卒業を祝う心 一宮中学校生徒としての自覚

いじめゼロ宣言、いのちを大切に作るキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム

(2) いじめの早期発見について

ア 定期的な実態調査の実施

生徒を対象としたアンケートを毎月1度、実施する。内容は、いじめを受けているか、見たことがあるかなどの項目を設ける。

調査の実施にあたっては、学級単位とし、全員着席の状態で学級担任が用紙の配付・回収を行う。また、調査用紙には解答欄を設け、記名を義務づける。なお、アンケートの結果の保存期間は5年とし、教頭がこれを管理する。

イ 個別相談の実施

生徒に実施したアンケートの回答をもとに、学級担任が個別に面談を行う「教育相談」の機会を各学期ごと（年3回）に設けている。また、学校生活における変化に気づいた場合は、教職員（場合によってはスクールカウンセラー）から積極的に声をかけ、自然な形で個別に話す機会を設ける。

ウ 教職員による「気づき」への努力と教職員間の速やかな情報の伝達と共有

学級担任は、毎朝の登校状態や健康観察時の様子、また個人の生活ノート等から異変を察知するように努める。その他の教職員は、日常の観察により、生徒の

些細な変化を見逃さぬように努めるとともに、変化が認められた場合は、速やかに学級担任または該当学年にその事実を伝え、早急かつ慎重に事実関係を把握する。特に、その状況が深刻であるほど、本人からの訴えがなされず、保健室の養護教諭からの情報が有力な手がかりとなるケースが多い。他者から情報が伝えられた場合は、とりわけ確認には注意が必要である。

いじめ相談の窓口は全職員であるという自覚をもって、日々の観察にあたらねばならない。

エ 生徒の変化に気づいてもらうための保護者への周知

学校でストレスを重ねるため、家庭に帰って周囲にあたったり、保護者の記憶と異なって、所持品が増えて（または減って）いたりすることがある。交友関係の変化も家庭においては把握しやすい。元気がないなどの、はっきりと目に見えるものも含めて、子どもの変化に注意の目を向けるよう促す内容の文書を、保護者会等の機会に説明を加えながら配付する。被害者がいれば必ず加害者もいるはずであり、両面に対して注意するよう、速やかな学校への連絡も併せて保護者に協力を求めてゆく。

オ 学校外の相談機関についての周知

誰にも相談できずに悩みを抱えたままにいる生徒もいることを考え、24時間体制でいじめ等の相談にのってくれる機関を紹介する。

千葉県子どもと親のサポートセンター	043-207-6028	0120-415-446
千葉県警察相談窓口（少年センター）	0120-783497	
県警外房地区少年センター	0475-22-3741	
24時間いじめ相談ダイヤル	0120-0-78310	
子どもの人権110番（千葉法務局）	0120-007-110	
千葉いのちの電話	043-227-3900	

(3) いじめについての相談・通報について

ア 校内生徒間におけるいじめについての相談・通報窓口は、学級担任（あるいは学年生徒指導担当）とする。

イ 校外（他校等との関係がある場合等）におけるいじめの相談・通報窓口は、学級担任を通じて生徒指導主事とする。ただし、他校との連携を図る際は、教頭間で連絡を取り合うこととする。

ウ いじめについての相談・通報は、正しく適切な行為であることを、生徒会主催の「いじめゼロ宣言」や学級指導等で生徒に対し伝達しておく。また、他者の被害についての相談・通報については、疑いの段階であっても速やかに行うことを伝えるようにする。

エ 学校は相談・通報を受けたとき、または在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、生徒指導主事の指示により、学年組織が中心となって当該生徒に係るいじめの事実の有無を確認する。

オ 事情聞き取りの際は、必ず複数の教職員であたり、そのうちの一人が記録を担当する。記録は、後にデジタルデータで作成し、保存する。また、聞き取りの時間や場所については、いたずらにその他の生徒等に知られることのないよう十分に配慮する。

(4) いじめを認知した場合の対応について

ア 事実確認によりいじめがあったことが確認された場合には、被害を受けている生徒及び保護者の心情を察しつつ、生徒及び保護者の望む解決に向かうよう、学校は組織的対応に努める。また、保護者に対しては、証拠となるものについて保存するよう依頼する。

イ 被害者の保護を最優先し、いじめが今後継続・増大しないよう配慮し、加害側生徒との接触を避ける具体的手立てを必要に応じて講じるなどの対策を講じる。また、心理的側面のケアのため、専門的知識技能を有するスクールカウンセラーの協力を得る。

ウ 加害側生徒がその事実を認める認めないにかかわらず、被害生徒に対して暴力的な言動に及ぶ可能性がある場合には、加害者側の生徒の保護者の理解を得て、加害者側生徒を別室にて学習させるなどして、被害生徒が安心して学習できる環境を整える。その際、加害者側生徒に反省を求めるための懲戒を与える意味を有することを保護者に伝える。

エ 被害生徒及び保護者に対し、学級担任は、毎日学校での対応の状況の詳細を報告する。

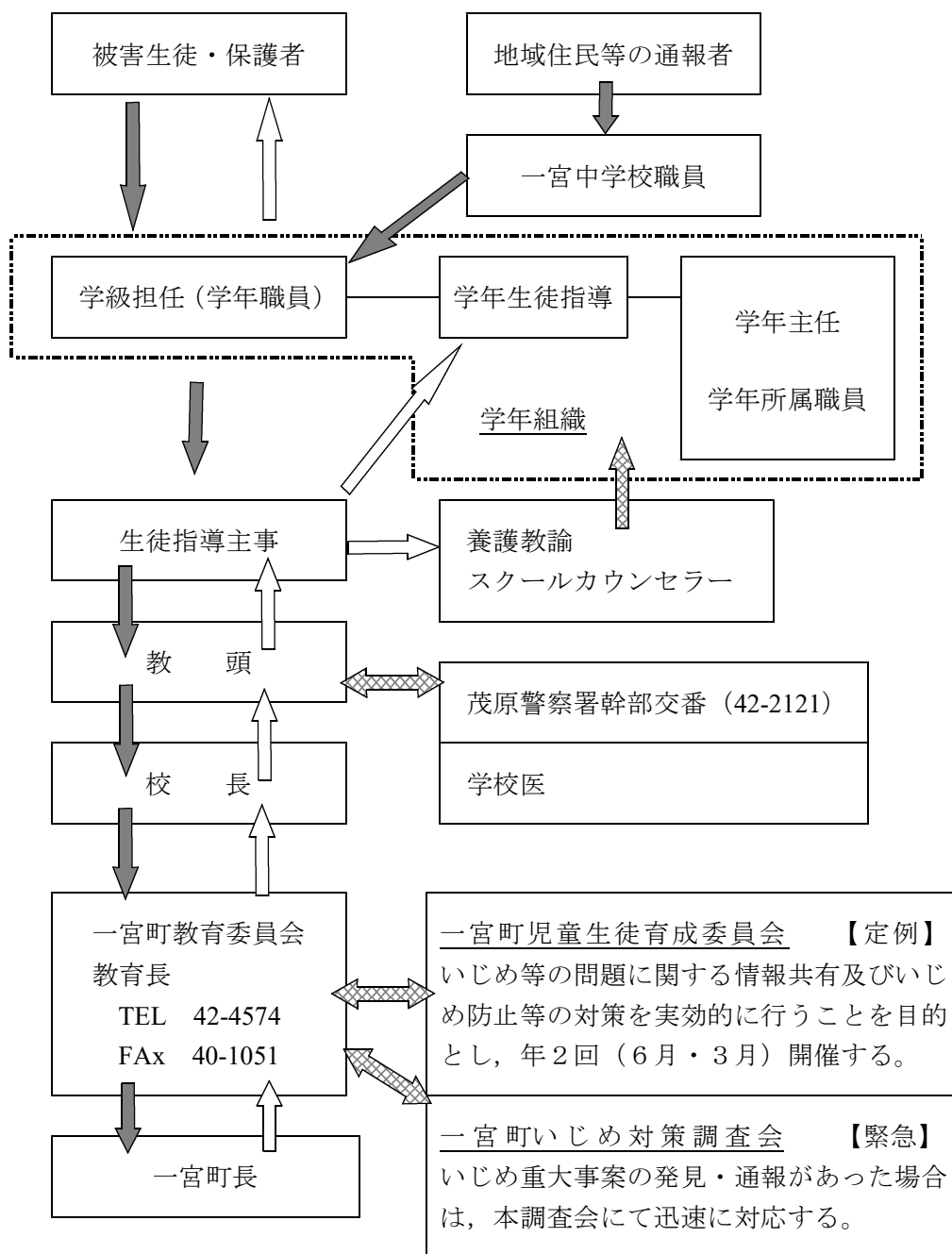
オ 加害者側生徒の保護者に対する通知・説明は慎重に行い、安易に「けんか」という決着に進まないよう十分注意する。また、被害者と加害者という、善と悪の二極化した対峙構造ではなく、身体的心理的に追い詰められて苦しんでいる生徒を救いたいという思いを理解してもらうよう努力し、ともに力を合わせて円満な解決に向かうようにする。

カ 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは速やかに茂原警察署と連携して対処し、被害生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに通報し、適切に援助を求める。

キ 学校は、当該いじめ事案に関わらなかった生徒に対して、加害者側生徒の行為を見ぬふりをしたり、傍観者として無関心であったりした事実があれば、集会等の場を設けて意識を改善するよう指導する。

ク 校長は、いじめを認知した場合、その事実関係とその後の対応について一宮町教育委員会に報告する。

※ いじめ発生時（初動体制時）の連携図



一宮町いじめ対策組織

◎児童生徒育成委員会 ●いじめ対策調査会

● 学識経験者（座長）	◎ 一宮小学校スクールカウンセラー
● 東上総児童相談所	◎ 一宮中学校スクールカウンセラー
● 学校医	◎ 一宮町福祉健康課長
● 弁護士	◎ 東浪見小学校長
◎ 東上総教育事務所	◎ 一宮小学校長
◎ 長生健康福祉センター	◎ 一宮中学校長
◎ 一宮町教育委員会教育長	
◎ 一宮町教育委員会教育課	

※この他に、一宮町児童生徒育成委員会に庶務（2名）を置く。

(5) 重大事態の対処について

ア 重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺を企図したような場合）があると認めるとき」「いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とし、一定期間連続して場合は迅速に対応する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

イ 重大事態と認めた場合は、通常の連絡経路（通報者→学級担任→生徒指導主事→教頭→校長→一宮町教育委員会）の先に、校長→東上総教育事務所（管理課）→同（指導室）→県学校安全保健課→県教育長→知事という経路で報告する。ただし、第二報以後は学校安全保健課から指導課へ伝えることとする。

ウ 電話連絡を行う場合は原則として携帯電話を使用することとし、連絡先を記録に残しておく。また、電話での一報後は改めて文書にて報告する。

エ 学校は、一宮町教育委員会の指示により、専門的知識を有し、かつ当該いじめ事案の関係者との利害関係をもたない第三者の参加を得て、この重大事態に関する調査組織を設置する。ただし、一宮町教育委員会が調査主体となる場合は、その指示に従う。

オ 新たに設置した調査組織にあつては、当該いじめ事案の因果関係を明らかにすることに主眼を置くのではなく、質問紙の使用などの適切な方法によって、客観的な事実関係の把握に努めることとする。

カ 当該いじめ事案の調査の結果明らかになった事実関係等、その他の必要な情報については、一宮町教育委員会の指導のもとで、被害生徒及びその保護者に対し、適切な形で提供する。また、在籍する生徒及びその保護者に対しても、それぞれ適切な形で説明会等を行う。

キ 調査組織は、被害生徒及び保護者の希望により、前項カで伝えた事実関係の内容に加えて、被害生徒及び保護者の意見を文書にまとめたものの提供を受け、これを添えて一宮町教育委員会に報告する。

ク 学校は、調査組織による調査結果を踏まえた必要かつ適切な措置を講じる。

(6) 公表、点検、評価等について

ア 一宮町立一宮中学校が策定した「学校いじめ防止基本方針」は、保護者に周知されるよう、ホームページ上で閲覧可能なものとする。

イ 学校評価項目の中に、安全安心な学校づくりに向けた取り組みとして「いじめ問題」に係る評価内容を組み入れ、年度の中で振り返りを行い改善を図ってゆく。

ウ この「学校いじめ防止基本方針」は、令和4年度末をもって再度検討が加えられ、必要に応じて実態に合わせた改善が図られるものとする。特に、生徒の学習支援の視点から、いじめを受けたことによって相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合の適切な支援の在り方についての検討が必要と思われる。

改定

令和4年3月18日

生徒指導部会において協議し一部改定

令和4年4月1日

長生郡一宮町立一宮中学校

校長 豊田 武文